

給 2 — 1 0 3

平成21年11月2日

各府省人事担当課長 殿

人事院事務総局

給与局給与第二課長

人事院規則9—7第1条の3及び給実甲第65号第1条の3関係の
取扱いについて（通知）

振込みの方法による給与の支払については、人事院規則9—7（俸給等の支給）第1条の3及び給実甲第65号（人事院規則9—7（俸給等の支給）の運用について）第1条の3関係のほか、平成22年2月1日（以下「施行日」という。）以降、下記に整理した事項に基づき、適切な運用をお願いします。

なお、施行日前に改正後の給実甲第65号第1条の3関係第2号(4)ただし書の規定に該当することとなった職員のうち、施行日において引き続き当該規定に該当しているものについては、同号(4)ただし書の規定の適用があることに、ご注意ください。

記

- 1 給実甲第65号第1条の3関係第2号(4)ただし書の「引き続き振込口座としておく必要」がある場合は、次のような場合を想定していること。
 - (1) 転居を伴う異動等により職員と別居をすることとなる家族の生活費、子供の学費等の引出しに必要である場合で、当該別居前の地域に、当該別居後に

職員が在勤し、又は居住する地域に有することとなる振込口座のある金融機関の店舗等がないため、その家族には利用できない場合

(2) 生命保険料、学費、医療費等の支払の引落とし口座としての指定がある場合

(3) 住宅ローン、クレジットカード等の支払の引落とし口座としての指定がある場合

(4) 以前から積立預金等の口座としている場合

(5) その他職員本人以外の者が定期的に口座からの引出し等を行う必要があるため、引出し等を行う口座を変更することが困難であるようなこれらと同様の事情が認められる場合

2 給実甲第65号第1条の3関係第2号(4)ただし書の「地域」とは、市区町村の区域を想定していること。

3 給実甲第65号第1条の3関係第2号(4)ただし書の「第一振込口座のある金融機関の店舗等がない等の事情」とは、第一振込口座からの預金又は貯金の払出しに手数料のかからない金融機関の店舗、現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機（以下「店舗等」という。）がないことに加え、店舗等が異動等の後に当該職員が在勤する官署及び居住する住居から遠い等の店舗等へのアクセスが困難な事情も含まれること。

4 給実甲第65号第1条の3関係第2号(4)ただし書の「これに相当すると認められる職員」とは、任用の事情等を考慮して同号(4)ただし書の規定を適用することが必要と認められる職員を指し、例えば、人事交流等による地方自治体等からの採用等に伴い、所在する地域を異にする官署に在勤することとなった職員のうち、同号(4)ただし書に規定する要件に該当すると認められる職員が含まれること。この場合においては、第一振込口座とは、当該採用等の前に当該地

方自治体等において給与の振込みを受けていた口座（当該口座が複数あるときは、そのいずれかの口座）とすること。

以 上